

# 中間事業報告書

第13期中 (2020年4月1日から)  
(2020年9月30日まで)

株式会社 日本政策投資銀行

2020年12月23日

財務大臣 殿

東京都千代田区大手町一丁目9番6号  
株式会社 日本政策投資銀行  
代表取締役社長 渡辺 一

2020年4月1日から2020年9月30日までの業務及び財産の状況を次のとおり  
報告します。

## 目 次

- 第1 中間事業概況書
  - 1 事業の概要
  - 2 中間業務別収支計算書
  - 3 営業所等の増減
  - 4 会社役員及び職員の増減
  - 5 株主の状況
  - 6 貸倒引当金の状況
  - 7 自己資本比率の状況
- 第2 中間貸借対照表
- 第3 中間損益計算書
- 第4 中間株主資本等変動計算書
- 第5 個別注記表

## 1 事業の概要

### 【金融経済環境】

当中間会計期間の世界経済は、新型コロナウイルスの影響により急速に悪化し、各国で戦後最大級の落ち込みを記録しました。外出制限や休業により個人消費が減少したほか、世界的な需要減退を背景に貿易も大きく減少しました。感染が大規模に広がった欧米では、経済は日本以上に落ち込みました。ただし、感染が一旦収束したことで、5月を底に持ち直しに転じました。感染源とされる中国では、感染収束が早かったほか、経済もいち早く、かつ急速に持ち直しました。

我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により4～6月期の実質GDPは前期比8%減少し、リーマン危機を超える落ち込みとなりました。個人消費は、4月の緊急事態宣言により幅広い品目で大幅に減少し、輸出も世界経済の落ち込みにより減少しました。企業収益は、運輸・郵便、宿泊・飲食サービスが赤字を計上するなど、大幅な減収減益となりました。5月以降は、感染リスクは残ったものの、活動制限の緩和を受けて、経済は徐々に持ち直しました。消費は繰越需要や定額給付金などにより回復しましたが、旅行、外食などのサービス分野の回復は限られました。輸出は、海外経済の回復に伴い消費にやや遅れて底入れしました。設備投資は、企業収益の悪化や先行き不透明感を受けて、減少が続きました。

消費者物価（生鮮食品、消費税などの影響を除く。）は、原油価格下落の影響はありましたが、概ね横ばいで推移しました。

金融面では、政府の大規模経済対策や、日銀の「新型コロナ対応特別オペ」などの企業の資金繰り支援が実施されました。長期金利は、感染拡大の中で0%前後に低下しましたが、景気持ち直しに伴い、0.05%までの小幅なプラスとなりました。

為替レートは、内外景気の底入れ観測から一時1米ドル=109円程度まで円安となりましたが、米欧での感染再拡大や、8月以降に米国の金融緩和の長期化観測が強まり、105円台にやや円高となりました。

日経平均株価は、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月は年初の23,000円を大きく下回る18,000円前後でスタートしましたが、政府・日銀の対策や景気持ち直しを受けて上昇し、9月末には年初水準をほぼ回復しました。

### 【事業の経過及び成果】

<当中間会計期間の概況について>

当行は、2008年10月1日の設立以降、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当中間会計期間の概況は、以下のとおりとなりました。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当中間会計期間における融資額は3兆3,897億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の〈危機対応業務について〉をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当中間会計期間における投資額は1,483億円となりました。

コンサルティング／アドバイザリー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当中間会計期間における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザリーフィーは計72億円となりました。

また、当行は、新型コロナウイルス感染症による被害に対し万全の対応を図るべく、2020年3月16日付で、「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を設置いたしました。当行は、これまでも金融危機や震災をはじめとする大規模災害等に対処する資金供給を行うとともに、当該業務を通じて培ったネットワークやノウハウをもとに、事業者の皆様を支援する取組を行って参りました。これまで培ってきた経験やノウハウを活用することにより、被害を受けた事業者の皆様に対し迅速かつ適確な支援体制を一層強化して参ります。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んで参っております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のEXIT等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	比較
業務粗利益	550	558	8
経常利益	366	211	△154
中間純利益	193	93	△99
単体総自己資本比率	16.28%	15.97%	△0.30%
単体普通株式等Tier 1比率	16.18%	15.86%	△0.31%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当中間会計期間における社債（財投機関債）による調達額2,849億円）するなど、取組を強化しております。特に、外貨建て社債に関しましては、社会的責任投資債市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、2020年10月に、DBJ環境格付融資、DBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等に資金用途を限定したDBJサステナビリティボンドの6度目の発行にも取り組んでおります。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当中間会計期間における財政投融資を除く借入による調達額2兆2,611億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的を開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

#### <危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。

大規模災害等への対応としましては、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」において、震災発生以降、インフラ復旧や地場企業向けに支援を行っております。

また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2020年9月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：8兆2,367億円（1,414件）

（注1）2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与を受けた金額であります。当中間会計期間における融資額は2兆180億円（261件）です。なお、2020年9月末における残高は2兆7,274億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,914億円（178件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆206億円（265件）です。

（注4）リスク管理債権残高の危機対応業務に係る残高に対する比率は0.003%です。

② 損害担保：4,105億円（129件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおります。当中間会計期間における融資額は1,422億円（82件）です。なお、2020年9月末における残高は1,424億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は1,422億円（82件）です。

（注4）当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。

（注5）損害担保取引に係る契約に基づき、当中間会計期間において、当行が日本公庫より受領した補償金はありません。また、補償金の支払いを受けた債権について、当中間会計期間において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」）した金額はありません。

③ CP購入額：3,610億円（68件）

（注1）2009年1月以降の危機対応業務としての累計CP購入額になります。なお、2020年9月末における残高はありません。

（注2）2010年度以降における取組実績はありません。

<2020年度（第13期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2020年度（第13期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

① 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、東日本大震災や平成28年熊本地震にかかる危機に加え、前事業年度において新たに危機認定された、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」についても対応を開始しております。

なお、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の〈危機対応業務について〉をご参照ください。

② 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当中間会計期間においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2020年9月末時点において累計で114の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③ その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当中間会計期間における業績の概要については、【業績の概要】をご参照ください。

〈特定投資業務について〉

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

係る特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2020年9月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、7,351億円（114件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める中間業務別収支計算書については、「2 中間業務別収支計算書」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）  
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）  
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）  
山内 孝（マツダ株式会社相談役）  
横尾 敬介（株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO）  
渡 文明（ENEOSホールディングス株式会社名誉顧問）

また、政府における「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」（2019年10月3日第1回開催、同年11月26日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下「令和2年改正法」という。）が2020年5月22日に公布・施行されております。令和2年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

- （1）投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。
- （2）業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

<2020年度（第13期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2020年度（第13期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

① 特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完また



は奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「成長戦略フォローアップ」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当中間会計期間においては7件（取組開始からの累計として31件）の共同ファンドを創設）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2020年9月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の＜特定投資業務について＞もご参照ください。

#### 特定投資業務の投融資決定の実績（2020年9月末現在）

7,351億円（114件）      うち投融資実績額6,933億円

- （注1）2020年9月末時点で、投融資実績額6,933億円に対して誘発された民間投融資額については総額5兆532億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。
- （注2）投融資決定した114件のうち、個別案件への投融資決定件数は83件、共同ファンドの組成決定件数は31件（共同ファンドからの投融資決定件数は59件）となっております。なお、当中間会計期間の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。（<https://www.dbj.jp/news/>）
- （注3）投融資決定した案件のうち、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(7)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える案件は、2020年9月末時点で4件あります。
- （注4）投融資決定した案件のうち、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(4)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える案件は、2020年9月末時点で1件あります。
- （注5）エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計6件、共同ファンドからの投融資決定案件で累計3件あります。

#### ② 一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当中間会計期間においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

③ 特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2020年9月末時点において累計で114の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当中間会計期間においては、特定投資業務として3件の共同ファンドを創設）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④ 特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当中間会計期間に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、その進捗及び地域案件への取組に対する評価とともに、引き続き地域へのリスクマネー供給に関して横展開出来る事例の積み上げや、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援も含め、民間金融機関からのリスクマネー供給を促進するような取組に一層努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配慮しながら、その迅速かつ着実な回復・成長の支援に努めて参ります。

なお、第11回会合も2020年12月9日に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤ その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ1回（計3回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2020年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第11回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザリー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

秋池 玲子（株式会社ボストン・コンサルティング・グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

釜 和明（株式会社IHI 特別顧問）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

社外取締役

三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）

植田 和男（共立女子大学ビジネス学部長 教授）

<2020年度（第13期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

① 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2020年度（第13期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

② 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、民間金融機関及び協会との間で、計3回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見や、当意見交換会の取組を評価し、現場レベルで

の交流機会の一層の増加を期待する意見がありました。連携・協働に関しては、新型コロナウイルス感染症への適確な対応、地域金融機関への案件を通じたノウハウ提供や人材育成支援に対する期待が寄せられたほか、引き続き市場レートを意識したプライシング等に留意し、適正な競争関係の確保に努めて欲しい旨の意見も寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当中間会計期間に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、地域金融機関が取り組みやすい商品設計や機関投資家等からの資金供給促進を通じて市場活性化に向けて取り組むことや、新型コロナウイルス感染症の地域への影響を踏まえた地域金融機関と協働した課題解決へ取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、地域金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成や地域のモデル案件の横展開に努めていくとともに、より一層適切にモニタリングし、今後も意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進することとしております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2020年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2021年1月に開催する「アドバイザー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

- ③ その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項  
2020年度（第13期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2020年9月末時点において累計で114の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、8の地域金融機関との間でPPP/PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融资等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

#### <地域活性化に関する取組の強化について>

地域においては、①人的資本関連では、地方から東京圏への人口流出に歯止めがかからず、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、②社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される一方、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、③産業資本関連では、大企業等の生産現場の海外移転や、中小企業等の生産性向上投資不足、事業再編等に繋がるM&Aの不足等、地域産業衰退等への対応が課題となっています。

係る状況下、当行は、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで(1)交流人口増加、(2)地域資源の有効活用、(3)官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

(1)に関しては、①観光地域づくり法人(DMO)支援、②アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査(2012年より9年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施)、③「スポーツ」を活かしたまちづくり支援・調査(これからの街づくりの中核施設として、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設を「スマート・ベニュー<sup>®</sup>」という概念で提唱等)等に取り組んできました。

(2)に関しては、①地域商社形成、地域伝統ものづくり産業活性化へ向けた調査・支援、②公有資産マネジメント支援、③学校跡地活用、庁舎再編整備等を契機としたエリアマネジメント支援、④都市におけるグリーンインフラの効果検証等、地域活性化への提言(国交省が2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」に当行も参画し、運営委員に就任)、⑤上下水道事業や森林分野の問題解決等へ向けた調査・提言、⑥地域公共交通調査(「乗合バスへの運賃プール適用」に関するレポート発行等)、⑦古民家(歴史的建造物)再生支援、⑧「地域の人手不足対応」に関するレポート発行等に取り組んできました。

(3)に関しては、①関係省庁(内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省等)や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、②地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP/PFI 大学校」、「PPP/PFI セミナー」開催による当該分野の普及啓発、③PFI法20周年企画(2019年はPFI法施行から20周年の節目であったことから、PPP/PFIの過去の総括とともに今後の方向性を展望するべく、外部有識者会議での議論も含め多面的に検討を実施したもの)等、PPP/PFIの活用拡大を一層推進してきました。

一方、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域をめぐるのは、従来の課題に加え、①人的資本関連では、インバウンド需要が蒸発したことに加え、スポーツを含む「密な」交流人口型事業が苦境に陥り、交流人口型事業への対策構築等が課題となっています。②社会資本関連では、休業補償等による財政悪化加速懸念や、デジタル化遅れ等による非効率性・低生産性が露呈する等、行政経営・地域運営の高度化が課題となっています。③産業資本関連では、海外からの原材料供給途絶や、工場労働者罹患等による生産停止、地元産品販売先の国内外需要減少等を受け、地域発イノベーション創出や、地域内経済循環推進等が課題となっています。当行では、かかる状況も踏まえ、ウィズ・コロナにおける地域のあり方等に関して検討を進め、持続可能かつレジリエントで多様に富んだ地域形成・地域経済構築等への貢献に向けて取組を推進して参ります。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しリスクマネー供給に係る取組を推進しており、2020年5月、「阿寒地域における観光産業の新たなプラットフォームづくり」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に採択され、連携した3金融機関と共同で内閣府特命担当大臣(地

方創生担当)より表彰を受けました。今後もリスクマネー供給を通じて地域活性化に積極的に取り組んで参ります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、全国に所在する支店・事務所ならびに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、2018年度に「地域復興対策本部」を設置いたしました。また、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設する等、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでおります。2019年度においては、2019年6月18日に新潟県下越地方で発生した地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風15号、令和元年台風19号に係る災害相談窓口を設置し、災害に伴う設備資金及び事業資金等の復旧資金の相談に対する受入体制を整えております。当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

#### 【業績の概要】

以上のような事業の経過のもと、当中間会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、19兆6,406億円（前事業年度末比2兆2,212億円増加）となりました。このうち貸出金は14兆4,649億円（同比1兆9,435億円増加）となりました。

負債の部につきましては、16兆1,573億円（同比2兆1,114億円増加）となりました。このうち、債券及び社債は5兆9,779億円（同比2,861億円増加）、借入金は9兆6,730億円（同比1兆7,906億円増加）となりました。

また、支払承諾につきましては、3,139億円（同比466億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、3兆4,833億円（同比1,097億円増加）となりました。

なお当行は、本年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日/2020年3月31日、配当金総額99億円、1株当たり228円、配当性向24.94%）を行っております。

また、所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は319億円（同比112億円増加）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は1,241億円（前中間会計期間比101億円減少）となりました。その内訳は、資金運用収益が771億円（同比105億円減少）、役務取引等収益が68億円（同比6億円増加）、その他業務収益が145億円（同比67億円増加）及びその他経常収益が255億円（同比69億円減少）となりました。

また、経常費用は1,029億円（同比53億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が288億円（同比110億円減少）、役員取引等費用が1億円（同比0億円増加）、その他業務費用が136億円（同比70億円増加）、営業経費が257億円（同比5億円減少）及びその他経常費用が345億円（同比98億円増加）となりました。この結果、経常利益は211億円（同比154億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については482億円（同比5億円増加）、役員取引等収支については66億円（同比5億円増加）、その他業務収支については8億円（同比2億円減少）となりました。なお、その他経常収支は△89億円（同比168億円減少）と減益となりました。

これらにより、税引前中間純利益は210億円（同比154億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税162億円（同比4億円減少）、法人税等調整額44億円（益）（前中間会計期間は5億円（損））を計上いたしました結果、当中間会計期間の中間純利益は93億円（同比99億円減少）となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく開示債権（リスク管理債権）は1,066億円（前事業年度末比493億円増加）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.74%（同比0.28ポイント上昇）となっております。

## 2 中間業務別収支計算書

(2020年4月1日から  
2020年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合計
経 常 収 益	16,979	107,160	124,140
資 金 運 用 収 益	2,786	74,390	77,176
役 務 取 引 等 収 益	1,853	5,001	6,854
そ の 他 業 務 収 益	—	14,528	14,528
そ の 他 経 常 収 益	12,340	13,240	25,580
経 常 費 用	4,094	98,860	102,955
資 金 調 達 費 用	—	28,885	28,885
役 務 取 引 等 費 用	16	149	166
そ の 他 業 務 費 用	—	13,671	13,671
営 業 経 費	1,001	24,718	25,719
そ の 他 経 常 費 用	3,076	31,436	34,513
経 常 利 益	12,884	8,300	21,184
特 別 利 益	—	0	0
特 別 損 失	—	98	98
税 引 前 中 間 純 利 益	12,884	8,202	21,086
法 人 税 等 合 計	3,671	8,084	11,755
中 間 純 利 益	9,212	118	9,330

(注記)

## 1. 中間業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

中間業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

中間業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

## 2. 重要な会計方針

(整理方法)

- (1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。
- (i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分。



- (ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。
- (iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る収益（特定投資業務に直接整理できるものを除く。） 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- (vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。
- (2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

# 独立監査人の監査報告書

2020年12月7日

株式会社 日本政策投資銀行  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

## 監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間業務別収支計算書及び注記（以下併せて「中間計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の中間計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「中間計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項-中間計算書の作成の基礎

中間計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 中間計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して中間計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての中間計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から中間計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 中間計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において中間計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間計算書の注記事項が適切でない場合は、中間計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### その他の事項-金融商品取引法に基づく中間監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の中間計算書のほかに、2021年3月31日をもって終了する事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠した中間財務諸表を作成しており、当監査法人は、これらに対して2020年12月7日に別途、中間監査報告書を発行している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 中間計算書は、有限責任監査法人トーマツによる金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

### 3 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
本 支 店	11	11	—
出 張 所	8	8	—
計	19	19	—

### 4 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
取 締 役	10 うち社外(2)	10 うち社外(2)	—
会 計 参 与	—	—	—
監 査 役	5 うち社外(3)	5 うち社外(3)	—
執 行 役	—	—	—
会 社 役 員 計	15	15	—
常 務 執 行 役 員 (取 締 役 兼 務 者 を 除 く)	8	8	—
事 務 系	1,191	1,247	56
庶 務 系	4	2	△2
職 員 計	1,195	1,249	54
合 計	1,218	1,272	54

(注) 職員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

### 5 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	割 合
財務大臣	43,632千株	100.00%
計(1名)	43,632千株	100.00%

### 6 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間期末 残高	摘 要
一 般 貸 倒 引 当 金	23,866	19,409	4,457	23,866	—
個 別 貸 倒 引 当 金	17,398	2,783	14,615	30,460	—
合 計	41,264	22,192	19,072	54,327	—

(注) 上記の金額には、目的に従う取崩額は含まれておりません。

## 7 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	15.97
2. 単体Tier1比率(5/7)	15.86
3. 単体普通株式等Tier1比率(6/7)	15.86
4. 単体における総自己資本の額	34,794
5. 単体におけるTier1資本の額	34,555
6. 単体における普通株式等Tier1資本の額	34,555
7. リスク・アセットの額	217,747
8. 単体総所要自己資本額	17,419

第2 第13期中（2020年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,524,769	債券	3,465,966
コ－ル口－ン	585,000	借 用 金	9,673,074
金 銭 の 信 託	15,636	社 債	2,511,951
有 価 証 券	2,509,734	そ の 他 負 債	175,623
貸 出 金	14,464,938	未 払 法 人 税 等	14,938
そ の 他 資 産	157,899	資 産 除 去 債 務	230
有 形 固 定 資 産	110,288	そ の 他 の 負 債	160,454
無 形 固 定 資 産	11,154	賞 与 引 当 金	4,769
前 払 年 金 費 用	1,617	役 員 賞 与 引 当 金	5
支 払 承 諾 見 返	313,956	退 職 給 付 引 当 金	6,302
貸 倒 引 当 金	△54,327	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	100
投 資 損 失 引 当 金	△34	偶 発 損 失 引 当 金	132
		繰 延 税 金 負 債	5,433
		支 払 承 諾	313,956
		負債の部合計	16,157,315
		（純資産の部）	
		資 本 金	1,000,424
		危 機 対 応 準 備 金	206,529
		特 定 投 資 準 備 金	1,248,000
		特 定 投 資 剰 余 金	12,436
		資 本 剰 余 金	336,466
		資 本 準 備 金	336,466
		利 益 剰 余 金	628,672
		そ の 他 利 益 剰 余 金	628,672
		別 途 積 立 金	619,342
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,330
		株 主 資 本 合 計	3,432,528
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,941
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	18,848
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	50,790
		純資産の部合計	3,483,319
資産の部合計	19,640,635	負債及び純資産の部合計	19,640,635

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	124,140
資金運用収益	77,176
(うち貸出金利息)	(65,505)
(うち有価証券利息配当金)	(8,742)
役務取引等収益	6,854
その他の業務収益	14,528
その他の経常収益	25,580
経常費用	102,955
資金調達費用	28,885
(うち債券利息)	(11,521)
(うち借用金利息)	(14,870)
役務取引等費用	166
その他の業務費用	13,671
営業経費	25,719
その他の経常費用	34,513
経常利益	21,184
特別利益	0
特別損失	98
税引前中間純利益	21,086
法人税、住民税及び事業税	16,203
法人税等調整額	△4,447
法人税等合計	11,755
中間純利益	9,330

第4 第13期中 [2020年4月1日から  
2020年9月30日まで] 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	636,466	589,406	39,884	629,290	3,333,145
当中間期変動額										
政府の出資			100,000							100,000
資本準備金から特定 投資準備金への振替			300,000		△300,000	△300,000				—
剰余金の配当								△9,948	△9,948	△9,948
別途積立金の積立							29,935	△29,935	—	—
中間純利益								9,330	9,330	9,330
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計	—	—	400,000	—	△300,000	△300,000	29,935	△30,553	△617	99,382
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,248,000	12,436	336,466	336,466	619,342	9,330	628,672	3,432,528

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	20,709	19,687	40,396	3,373,542
当中間期変動額				
政府の出資				100,000
資本準備金から特定 投資準備金への振替				—
剰余金の配当				△9,948
別途積立金の積立				—
中間純利益				9,330
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	11,232	△839	10,393	10,393
当中間期変動額合計	11,232	△839	10,393	109,776
当中間期末残高	31,941	18,848	50,790	3,483,319



## 第5 第13期中 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証

による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に直近の状況等を考慮した必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,641百万円であります。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、債務者の信用リスクに影響することが想定されますが、当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき必要に応じて個々の債務者の債務者区分に反映させうえて貸倒引当金を計上しております。

なお、当中間期において、上記仮定に重要な変更は行っておりません。今後の感染拡大に伴う経済への影響は不確実であることから、2021年3月期財務諸表以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

## （2）投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## （3）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## （4）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## （5）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ

手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 459,086百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に37,519百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8百万円、延滞債権額は79,950百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,644百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,603百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券160,613百万円及び貸出金910,125百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券15,451百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金18,821百万円及び中央清算機関差入証拠金21,348百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券681,289百万円の一般担保に供しております。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、746,273百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが428,729百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,980百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,179百万円であります。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益12,756百万円及び投資事業組合等利益11,276百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額19,072百万円及び投資事業組合等損失10,015百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	80,474	85,456	4,982
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	164,723	166,793	2,069
	その他	19,867	20,338	471
	小計	265,065	272,588	7,522
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	67,293	66,414	△879
	その他	9,312	9,222	△90
	小計	76,606	75,636	△969
合計		341,671	348,224	6,553

2. 子会社株式及び関連会社株式（2020年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	2,788	2,753
合 計	35	2,788	2,753

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	121,890
関連会社株式	39,371
合 計	161,262

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（2020年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	362,785	321,201	41,583
	債券	305,306	302,078	3,227
	国債	53,888	53,143	745
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	251,418	248,935	2,482
	その他	3,606	790	2,815
	小 計	671,698	624,071	47,626
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,285	8,668	△1,383
	債券	348,458	351,172	△2,713
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	348,458	351,172	△2,713
	その他	40,000	40,000	—
	小 計	395,743	399,840	△4,097
合 計		1,067,441	1,023,912	43,529

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	335,373
その他	643,950
合 計	979,324

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、110百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

#### (金銭の信託関係)

##### 1. 満期保有目的の金銭の信託（2020年9月30日現在）

該当ありません。

##### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	15,636	15,971	△334	0	334

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。



(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	18,293百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	26,029
退職給付引当金	1,929
その他	15,963
繰延税金資産小計	62,216
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△45,468
評価性引当額小計	△45,468
繰延税金資産合計	16,748
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,481
繰延ヘッジ損益	△8,318
その他	△1,381
繰延税金負債合計	△22,181
繰延税金負債の純額	△5,433百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額(注)	62,970円89銭
1株当たりの中間純利益金額	213円85銭

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、中間貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る中間期末の純資産額としております。